

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

・未手続の事業主はお早めに加入手続きを・

厚生労働省・沖縄労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

※ 厚生労働省では年間を通じて適用促進活動を行うとともに、11月1日から11月30日までを「労働保険適用促進強化期間」として集中的に適用促進活動を行うこととしています。

労働保険とは労働災害保険と雇用保険の総称で、労働者を一人でも雇用する事業主はすべて加入しなければならない政府管掌の保険制度です。

◆労働災害保険とは、業務災害や通勤災害を被った労働者やその遺族のために必要な保険給付を行い、社会復帰の促進、援護等を行う制度です。

◆雇用保険とは、労働者が失業した場合に必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに、職業訓練等により求職活動を容易にし、労働者の職業の安定を図る制度です。

労働保険の加入手続きがまだお済みでない事業主の方は、お早めに手続きを行ってください。

《未手続事業に対する費用徴収制度について》

事業主が故意又は重大な過失により、労働災害保険の成立手続きを行わない期間中に労働災害が生じた場合、遡及して労働保険料を徴収するほか労働災害保険給付に要した費用の一部又は全部を徴収することとなっています。

なお、沖縄労働局では再三の加入指導に応じない場合は職権による加入手続きを進めることとしています。

詳しくは沖縄労働局労働保険徴収室（Tel.098-868-4038）または最寄りの労働基準監督署か公共職業安定所へお問い合わせください。

